

奈良県選挙管理委員会告示第四十七号

奈良県選挙管理委員会規程（昭和二十九年十月奈良県選挙管理委員会告示第五号）の一部を次のように改正する。

令和六年九月二十七日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

第一条第三項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があるとき又は、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

第三条第一項中「が退職したとき又は委員の欠員を補充した」を「に異動があつた」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があるとき又は、当該住所の一部の告示をもつて当該住所の全部の告示に代えることができる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。